

【新型コロナウイルス感染症対策のための特例措置について】

新型コロナウイルス感染症によって小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合は、特例措置として、次のとおり割引券(2,200 円/枚)が使用できます。

ただし、本学としては、年間の上限枚数は、通常の利用分も含めて教職員 1 人あたり 140 枚までとさせていただきます。

	<平常時>	<特例措置>
1日の上限枚数	1枚/対象児童 1人	5枚/対象児童 1人
1か月の上限枚数	24枚/家庭	120枚/家庭
年間の上限枚数	140枚/教職員 ※ただし 280枚/家庭も遵守のこと	140枚/教職員 ※通常の利用分も含む

詳細は以下 HP をご確認ください。

http://www.acsa.jp/images/babysitter/2020/special_measures_company.pdf

特例措置で使用する場合は、割引券交付申込手続き時に、小学校等が発行した「小学校等が臨時休業等になったことがわかる書類」を提出してください。

また、割引券の裏面(本券及び報告用半券)の事由欄に、特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由(休業等になった日時及び学校等の名称も記載)を、以下の記載例のとおり記入してください。

記載例)〇月〇日 〇〇小学校が休業のため

〇月〇日 〇〇保育園より登園自粛要請が出されたため など

本特例措置におけるベビーシッター利用料の助成の税務上の取扱いについては、非課税所得となります。

その他、利用登録、申込、報告等の方法は利用案内記載のとおりです。

(2020年6月30日)